

総務局業務委託希望型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総務局業務委託希望型指名競争入札実施要綱(平成21年2月20日施行。以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(決裁)

第2条 要綱第3条第2項の規定による入札参加資格要件の設定及び要綱第4条の規定による対象業務の概要等の公表については、施行決定(千葉市決裁規程(平成4年3月27日訓令(甲)第1号)別表第1「2財務に関する事項」(2)歳出予算及び債務負担行為の執行に規定する施行決定をいう。)の専決区分により決裁を受けるものとする。

2 要綱第6条から第8条までの規定による入札者の指名等については、対象業務に係る施行決定において決裁を受けるものとする。

(対象業務の概要等の公表)

第3条 要綱第4条の規定による委託発注表の公表は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに掲載することにより行うものとする。

2 前項の規定による委託発注表のホームページへの掲載期間は、当該入札参加申込みの受付期間と同日とする。

附 則

この要領は、要綱の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月21日から施行する。